

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について、下記のとおり算定式を改めますのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

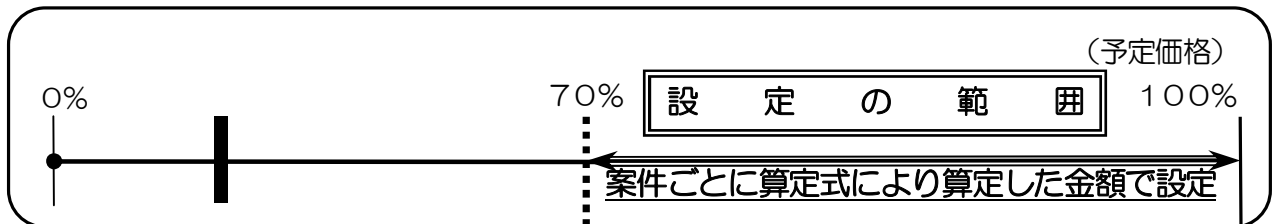
なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《算定式》

$$\text{設定金額} = \left(\begin{array}{cccc} \text{直接工事費} & \text{共通仮設費} & \text{現場管理費} & \text{一般管理費} \\ \text{①} \times 0.95 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times \underline{0.9} + \text{④} \times 0.55 \end{array} \right) \times 108 / 100$$

現場管理費の算定割合を0.8から0.9に引き上げ

※なお、上記算定式によらないものについても、同様に算定基準を上げます。



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

2 改正日 平成28年6月1日

ただし、改正後の算定基準は、平成28年6月1日以後入札公告等を行う案件について適用し、平成28年5月31日以前に入札公告等を行った案件で、同年6月1日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

【問い合わせ先】 財務局経理部契約調整担当
直通 (03) 5388-2607